

社会福祉法人 育桜福祉会 2019年度事業計画書

1981年2月の法人設立から38年が経過し、2019年4月現在、日中活動サービス事業所（通所）10か所、障害者支援施設（入所）1か所の施設を中核に、身体障害者福祉会館1か所、グループホーム12か所をはじめ、法人独自に設置した、障害がある方たちの地域生活を支援するための地域生活支援室や相談支援室など、市内29か所の事業を実施する組織となっており、各施設及び事業所の利用者総数は600名を超えている。また、職員数も約420名であり、年間の事業費は約24億円の事業規模となっている。

2019年度は、法人の第3期中期計画(2019年度～2023年度)の最初の年度であり、同計画に掲げる、(1)「利用者支援の充実」、(2)「職員の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化」、(3)「法人の安定した経営」を目指して、次の重点運営項目への取り組みを進めることとする。

さらに、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの一環として、共生社会の実現をめざし、各施設を起点とした障害の理解促進に向けた取組みを進める。

1 法人重点運営項目

(1) 利用者支援の充実

法人基本方針に基づき、快適な暮らしや健康で幸福な生活の実現に向けて取り組みを進めるとともに、苦情解決対応規定及び虐待防止対応規定を再整備し、より一層、利用者の人権の尊重に努めるものとする。

また、ITを活用した職員の就業管理システムや利用者の生活支援システム等の更なる有効活用等により事務負担の軽減に取り組むとともに、個別支援計画等の作成時期の集中化を避けるため、各種契約や計画の更新時期を利用者の誕生月に振り分けて業務の平準化を図ることにより、十分な説明や相談の時間を確保するなど、利用者支援の充実に向けて、より一層の事業推進を図る。

送迎車両等の老朽化に伴い、「あかしあ園」、「いぬくら」、「陽光ホーム」の各施設で送迎車両の買い替え、購入を行い、「小向このはな園」では利用者増への対応として車両の新規購入を行う。また、「白楊園」、「しらかし園」では作業用車両の買い替え、購入を行う。

また、障害者支援施設「桜の風」の運営については、社会福祉法人川崎聖風福祉会と構成した桜の風共同事業体の第2期指定管理期間がスタートしており、より一層の個別支援の充実に努めるとともに、地域生活支援型（通過型）施設としての役割と機能を、より強化していくものとする。

利用者家族の高齢化を踏まえ、地域生活を実現していく場としてのグループホーム新設については、間取りや十分な共有空間の確保など環境要因に配慮するとともに、日中の通所先との連携、世話人を中心とした安定した支援体制の確保等、十分な検討を行うこととし、今年度中途に、高津区内で1か所の開設を目途に準備を進めることとする。

(2) 職員の確保、育成、定着に向けた取組みの強化

少子高齢化の急激な進展に加え、全国的には人口減少時代に突入し、全産業分野での労働力不足が社会課題となっており、とりわけ、福祉分野は厳しい状況が続いている。

こうした状況においても、障害福祉事業に特化し、川崎市域に限定した法人としての特長を活かし、さらに、継続した法人の魅力発信に努め、人材の確保、育成、定着を図ることが、安定した事業運営のために不可欠である。このため、年度当初の新卒者採用のみならず、年度中途での転職者等の採用に向けた取組みを継続し、通年での採用計画に基づき職員採用を進める。

また、職員の育成、定着に向け、法人人材育成方針を策定し、職種や職務、経験年数に応じた育成システムを強化するとともに、新たに中途採用職員への研修の検討を行うなど、新任職員の状況に応じたキャリア形成に資するよう体系化を図る。

さらに、職員が安心して働き続けられるよう、福利厚生制度や職場環境等の整備を進めるとともに、国の新たな福祉・介護職員処遇改善制度の運用を見極め適応について検討するなど、職員の処遇改善に向けた取組みを進める。

ふれあいショップの閉店に伴い、法人としての障害者雇用率が低下するため、「桜の風」に清掃業務を中心とした新たな障害者の働く場を設定し、法定雇用率の達成を図るとともに、障害がある職員が働く職場として合理的配慮に取り組むものとする。

(3) 法人の安定した経営

2018年度の障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、安定した事業運営が行われるよう、引き続き利用率の向上など収入増に向けて取組みを進めるとともに、実施事業の再点検を行うものとする。

また、組織規程に基づき、法人としての組織力の向上を図るとともに、法改正や社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて関係諸規程の見直しを進める。

さらに、今後の会計監査人の必置条件の引き下げへの対応も考慮し、内部管理体制の整備を進める。

施設の長寿命化と快適な環境確保に向けて、適切に設備等の更新を進めることとし、今年度は災害時対応も踏まえ、「わかたけ作業所」、「白楊園」、「こぶし園」、「ゆ

ずりは園」、「いぬくら」で、エレベーターを更新するとともに、「白楊園」ではキユービクルの更新を、「北部身体障害者福祉会館」ではトイレ設備の改修を行う。

また、職員の就業管理システムや利用者の生活支援システム等に関わるノート型パソコンを更新し、より一層安定し持続可能な施設環境の確保に努めることとする。

これらの取組は、消費税率の引き上げが予定されていることから、年度内上半期の実施を目指すこととする。

2 事業別重点運営項目

(1) 日中活動サービス事業所・身体障害者福祉センター

◎多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)

①わかたけ作業所(利用定員 55 名：生活介護 45 名・就労継続支援B型 10 名)

▼《生活介護：日中活動サービスの充実》

作業活動は、利用者の高齢化に対応するため健康に配慮した活動や、年齢に則した活動などの多様なプログラムの充実に取り組む。また、工賃向上計画に基づき引き続き工賃の向上を目指す。

▼《就労継続：工賃向上と施設外作業の充実》

月額工賃 3 万円以上を目標に掲げ、従来の施設内作業のほか、隣接する「日本理化学工業」とも連携し施設外での作業に取り組む。

▼《地域生活支援の取組み》

利用者・家族の高齢化が顕著となり、ご家族の状況も踏まえながら、関係機関と連携し成年後見制度などの利用支援に取り組む。また、必要に応じて個別の支援を行う。

②白楊園(利用定員 80 名：生活介護 65 名・就労継続支援B型 15 名)

▼《生活介護：健康維持活動、作業活動の充実》

利用者の健康維持、生活の充実を目指し、ニーズや希望を把握して実施するとともに、各作業室が連携して安定した受注につなげ、個々の能力、希望に応じた作業活動を実施する。

▼《就労継続：経験の拡大・生活の質の向上》

作業活動の中で個々の役割を明確化し「仕事への責任感」の意識向上を目指す。ニーズに応じて企業見学、短期的な就労体験、企業実習等の経験を積極的に計画・斡旋する。

▼《社会参加の促進》

共生社会の実現をめざし、川崎市障害者しごとセンターとも連携し、外部販売会等に積極的に参画し利用者の社会参加を進める。

③しらかし園(利用定員 37 名：生活介護 25 名・就労継続支援 B 型 12 名)

▼《生活介護：健康プログラムの充実》

健康プログラムの一環として、希望者の体力に応じたストレッチや、軽い運動などを実施する。

▼《就労継続：社会学習プログラムの強化》

利用定員を 10 名から 12 名に変更するとともに、就労援助センター等の関係機関と連携し、地域生活のためのマナー講座や他事業所・企業等の見学を通して、就労や地域で生活していく上での意識づけを行う。

▼《利用者の健康維持と地域交流の推進》

専門機関の評価結果を個別支援計画に反映するとともに、看護職員・栄養士と連携し適切な支援に努める。また、内科検診、生活習慣病検診、毎月の身体計測の結果を踏まえ、適切に医療機関を受診できるよう支援する。

地域のバザー、お祭り等のイベントに参加し、障害者福祉の啓発活動に取り組む。また、ボッチャやフライングディスク等の障害者スポーツ体験を通じて、地域の方たちとの交流を進める。

◎生活介護事業所

①こぶし園(利用定員 40 名)

▼《近隣の商店を活用した社会参加の促進》

近隣の商店を活用し、利用者自身がお茶会用の飲み物を購入する等の体験を通じて、意思決定と社会参加につなげる。

▼《専門職、専門機関との連携による支援の推進》

利用者の身体状況の変化に応じ、公的専門機関の評価・助言を得て、座位保持装置や下肢装具等の補装具が適合した状態を確保し良好な生活の環境整備を図る。また、関係専門機関と連携し、個別化されたりハビリ支援などの身体機能維持に取り組む。

▼《福祉機器を活用した支援の拡充》

利用者支援において、床走行式電動昇降リフト等を最大限活用し、利用者にとって安全・安心な移乗介助を確保するとともに、職員の腰痛予防を図る。

②ゆずりは園(利用定員 50 名)

▼《社会生活支援への取り組み》

地域の社会資源を活用し、利用者が地域で生活していくために必要な、食生活や金銭管理、人間関係やマナーといったところまで深く掘り下げて、社会生活力を養えるプログラムを進める。

▼《地域交流の推進》

パン工房パパゲーノを「町のパン屋さん」として、地域の一員であることを認識してもらえるよう、近隣で開催されるイベント等に積極的に参加し、地域との関係をより密にする。また、地域で一緒に生活していくことで、理解してもらい応援してもらえるきっかけづくりとする。

災害発生時に、地域住民と互いに協力し合える関係の構築を目指す。

▼《目的別外出プログラムの実施》

余暇をゆったり楽しんだり、買い物等の役割を果たすことなどを通じて社会参加を促進するため、外出プログラムを実施する。プログラムの形式は目的に応じて半日又は一日外出とし、利用者の希望を汲み取り、その都度、立案して実施する。

③あかしあ園(利用定員 40 名)

▼《自立生活支援への取組み》

様々な活動を、意思決定支援を軸に利用者自治会も一緒に企画・立案し、そのプロセスを支援する視点を重視して実施する。

▼《社会経験の場の確保》

社会リハビリテーションの理念を基に、必要な社会生活力を身に付けられるよう、買い物や外出活動、バザーなどの地域体験の機会を確保する。

▼《分場での活動内容の充実》

分場をゆったりした環境下での、創作活動やリラクゼーションの場として活用し、積極的な活動に取り組む。

④いぬくら(利用定員 30 名)

▼《多職種連携によるチームアプローチの推進》

支援員、看護職員、栄養士等が互いの専門性を統合して支援を展開し、他機関との連携、協働によるチームアプローチにより地域生活支援を実施する。

▼《地域生活維持のための支援の実践》

提供する活動が、地域生活において繋がるように工夫し、また、送迎サービスは、合理的、効率的な運行体制を目指す。また入浴サービスは、利用希望に応じていくための仕組みづくりを検討する。

▼《活動環境の整備》

施設内の整理整頓や備品の管理を徹底するなど、活動内容の拡大や安心して活動が行えるよう活動環境の整備を図る。

⑤小向このはな園(利用定員 40 名)

▼《利用者定員の変更》

川崎市特別支援学校卒業生対策及び幸区地域の障害福祉サービスニーズの状況を踏まえ、利用定員を 40 名に増員し受け入れ態勢を整える。

▼《チャレンジしていくための土台作り》

利用者支援にあたっては、障害特性の理解や支援の専門性を深め、支援マニュアル等により共通の認識や理解のもと、標準化された適切な支援の提供に努める。この共通理解に基づいた実践を実現するため、必要な打合せや各種会議、研修参加等を積極的に行い、職員間のコミュニケーションと支援技術の向上を図るとともに、チーム力と支援力の獲得に努め、職場として自信をもって業務にチャレンジしていくための土台作りを行う。

▼《事業所内外の環境整備》

開設から 5 年を迎え、設備等の必要な補修・改善を実施し、利用者が安心かつ安全に日中活動に参加できるよう、施設内外の環境整備を進める。

⑥北部身体障害者福祉会館作業室(利用定員 20 名)

▼《地域交流及び社会参加の取組み》

自主製品及びリサイクル品の販売を通して、地域の方との交流を一層図るとともに、外注等の作業や外部での販売会等に取り組み、作業を通じた社会参加を促進する。

また、中学生の職業体験実習の受け入れや大学生ボランティアの募集を積極的に展開する。

▼《身体機能維持への取組み》

高齢化による身体機能の低下が顕著となり、専門機関の評価を受け、個々の身体機能の維持に必要なストレッチや自助具等の充実に向けて取り組む。

▼《食の楽しみの拡大》

弁当宅配業者による日々の昼食のほか、施設所在地の地の利を活かした近隣周辺での食事(外食やデリバリー等)など、多彩な食の楽しみへの拡大を図る。

◎就労継続支援 B 型事業所

わーくす高津(利用定員 30 名)

▼《作業環境の整備》

就労継続支援事業所として作業活動を日課の中心と位置づけ、利用者が充実感をもって活動に参加できるよう、個々の目標に沿った作業環境の整備に努める。特に一般就労や就労移行支援事業へのステップアップを希望している利用者に対して

は、自己評価システムの導入を目指し、その日の体調や気持ちを客観的に評価できるよう仕組みを整える。

▼《就労体験及び施設外作業の推進》

就労の希望の有無に関わらずに、多くの利用者が就労体験事業や施設外作業に興味をもてるよう、個々の障害状況に応じた分かりやすい情報提供を行う。特に施設外作業については、清掃作業を新たに位置づけ、より多くの利用者が取り組みやすい仕組みを整える。

▼《余暇時間の充実》

健康で充実した日常生活を利用者が主体的に過ごせるよう、体育館での運動や近隣での散歩の機会を増やし、健康増進に努める。

【身体障害者福祉センター】

北部身体障害者福祉会館

▼《利用環境の整備》

建物の老朽化に対応し、川崎市と協議して必要な改修を進め、安全で快適な会館の利用環境を整える。

今年度はトイレ環境を、ユニバーサルデザインと介助スペース確保の観点から再点検し、改修を進めることとする。

▼《利用の利便性向上への取組み》

障害に関わらず円滑な受付業務ができるよう合理的配慮に努めるとともに、設置されている印刷機、点字プリンター、コピー機、電話等を適切な利用者負担をいただきながら有効に活用し、各障害者団体活動をサポートする。

▼《防災・防犯体制の強化》

「わーくす高津」を含め、会館全体で防災訓練を実施するとともに、不審者への対応訓練も取り入れ、防犯への対応を検討する。

(2) 桜の風及び陽光ホーム

① 桜の風

(定員：施設入所支援 50 名・生活介護 44 名・機能訓練 6 名・短期入所 15 名)

▼《各種計画の円滑な管理・運用》

利用契約、個別支援計画、栄養ケア計画等のサービス利用及び支援に関する各種計画を、利用者の誕生月更新サイクルで管理することにより相談や面接に係る時間を十分に確保し、より質の高い計画作成に努める。

また、アセスメントシートの項目見直しを実施するとともに、自閉スペクトラ

ム症（ASD）特性アセスメントシートを作成し、職員のアセスメント力の向上を図る。

▼《虐待防止委員会及び権利擁護委員会の設置・運営》

これまで設置していた委員会を再編し、法人の苦情解決対応規定及び虐待防止対応規定に基づき、虐待防止委員会及び権利擁護委員会を設置し権利擁護の取組を強化する。

▼《地域生活支援型（通過型）施設としての役割機能の強化》

上半期からの受け入れ態勢を確保し、十分な情報収集と真に入所による支援を必要としているニーズの確認を重視し、新たな入所者の受け入れに努めるとともに、高いレスパイトニーズに幅広く応えるため、個別利用希望の調整や連絡方法等の見直しを実施し、短期入所利用の利便性向上を図る。

②**陽光ホーム**（利用定員 16 名）

▼《長期利用者の地域移行の推進》

長期の利用により、他のグループホームへの移行に不安を感じている利用者、利用者の望む、より身近な地域のグループホーム体験利用など、関係機関と連携して、地域移行に向けた取組みを積極的に進める。

▼《安全・安心な生活環境の提供》

利用者からの要望や苦情に対し速やかな対応に努めるとともに、必要な周辺の巡視等を随時実施し、安全な環境の確保に努める。

また、医療機関受診等に同行し適切な通院の機会を確保することにより、健康に留意し安心して生活できる環境を提供する。

▼《地域生活体験事業の推進》

相談支援センター等からの紹介を積極的に受け入れ、体験後の地域移行についても連携して取り組む。

また、地域での生活を検討している方たちにとって、貴重な体験の場であることを踏まえ、開設以来 10 年間の実践をまとめ、成果と課題を分析する。

(3) 南部及び北部地域生活支援室

（南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター）

第 1・第 2・第 3・第 4・第 5・第 6・第 7・第 9・第 10 生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第 1 神木・第 2 神木（総利用定員 63 名）

▼《生活支援システム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用等により、業務の効率化及び利用者支援等の充実を図る。

▼ 《生活ホーム運営センター体制の強化》

各生活ホーム運営センター職員を中核とし、連携施設や日中活動サービス事業所と連携して、それぞれの役割分担の明確化、情報の共有化を行い、個々の利用者のニーズや必要性に即応した支援をサポートするとともに、円滑なホーム運営ができるように運営センター体制の強化を図る。

▼ 《世話人の育成》

約 80 名の世話人に対し、研修機会の拡大や個別面談の実施などを通じて、世話人業務マニュアルの一層の徹底を行い、丁寧で、きめ細かいサービス提供ができる世話人の育成に取り組む。また、世話人が適宜コミュニケーションを取れる環境を整備し、安心して業務に専念できるよう努める。

(4) 相談支援室

① 障害者相談支援センター

(たかつ基幹相談支援センター・いまい地域相談支援センター・計画相談センターいくおう)

▼ 《安定した相談支援センターの運営》

専門職種を配置し、3 事業所が連携して人材の育成に向けて研修等を行い、特に、基幹及び地域相談支援センターは、市の受託事業として、それぞれの機能、役割が果たせるように安定した運営に努める。

また、今年度から「計画相談センターいくおう」を、「いまい地域相談支援センター」と同じ事務所に移転し、人材育成の機能強化を図る。

併せて相談支援専門員の資質向上のため、法人内の相談支援センター連絡調整会議を開催し、情報共有や学習会を実施するとともに、外部研修に積極的に参加する。

② ホームヘルプいくおう

▼ 《安定したサービス提供体制の整備》

ホームヘルパーの採用が困難な状況が続いており、引き続き人材確保に努めるとともに、利用者の特性に応じた支援ができるよう、スキルの向上をめざし、研修の受講などを進め、安定・継続してサービス提供ができる体制整備を図る。

また、限られた人的資源を効果的に運用できるよう、営業日及び主なサービス提供エリアを見直すこととする。

▼ 《関係機関等との連携》

日中活動サービス事業所、グループホーム、相談支援センター等と連携して支援に取り組む。